

共 同 参 画



内 閣 府

Special Feature 1

特集1／男性にとっての男女共同参画について

Special Feature 2

特集2／「男性の地域活動への参画好事例集」
について

Special Feature 3

特集3／平成24年版犯罪被害者白書の概要

Special Feature 4

特集4／女性警察官の採用・登用の
拡大について



主な予定

Schedule

10月19日	男女共同参画フォーラム in 長野（長野県）
10月25日	男女共同参画フォーラム2012 in えひめ（愛媛県）
11月10日	男女共同参画フォーラム（神奈川県）
11月12日～25日	女性に対する暴力をなくす運動（主唱：男女共同参画推進本部） （11月25日 女性に対する暴力撤廃国際日）
11月17日	男女共同参画宣言都市奨励事業（福井県坂井市）
11月18日	男女共同参画宣言都市奨励事業（茨城県土浦市）

巻頭言

共同参画に寄せて

Foreword

実践女子大学
教授
鹿嶋 敬



Kashima Takashi

2006年にスタートしたワーク・ライフ・バランス推進会議（事務局・日本生産性本部）は昨年、私を除いて代表幹事の顔ぶれが変わり、第2期に入った。議論の中心も第1期のそれが理論形成や周知に関するものであったのに対し、第2期は理論と現実をどう調整するかに力点が移っている。

例えば毎年、経営者向けにWLBの重要性を説くアピール文を記者クラブを通じて公表しているが、今年は「サービスは当たり前」といった消費者意識が根強い中、様々なレベルでの合意形成が必要であるなど、より現実を意識したものになっている。労働者が正規と非正規に二分化される現実を踏まえ、働き方の格差にも注目する必要があるなど、今までは扱わなかった非正規雇用の問題にも踏み込んだ。

代表幹事には大手企業の社長、会長も名を連ねているが、時にはそれぞれの立場を超えた率直な意見の交換に発展することもある。できる限り男女共同参画に関連付けて発言するよう心掛けており、こうした場で経営トップや労組幹部に少しでも「男女共同参画の視点」を理解してもらえればと思っている。

目次

Contents

特集1	男性にとっての 男女共同参画について	Page 02
特集2	「男性の地域活動への 参画 好事例集」について	Page 08
特集3	平成24年版犯罪被害者白書の概要	Page 10
特集4	女性警察官の 採用・登用の拡大について	Page 13
連載	地域戦略としてのダイバーシティ⑥ 多様性の活かし方Part 1/ 渥美 由喜（株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長）	Page 14
ニュース&インフォメーション	男性の育児参加、ワーク・ライフ・バランスの 実現に向けた行政機関の取組 他	Page 15
男女共同参画センターだより	とちぎ男女共同参画センター	

男性にとっての 男女共同参画について

内閣府男女共同参画局推進課

1. 男女共同参画を男性の視点から見ると

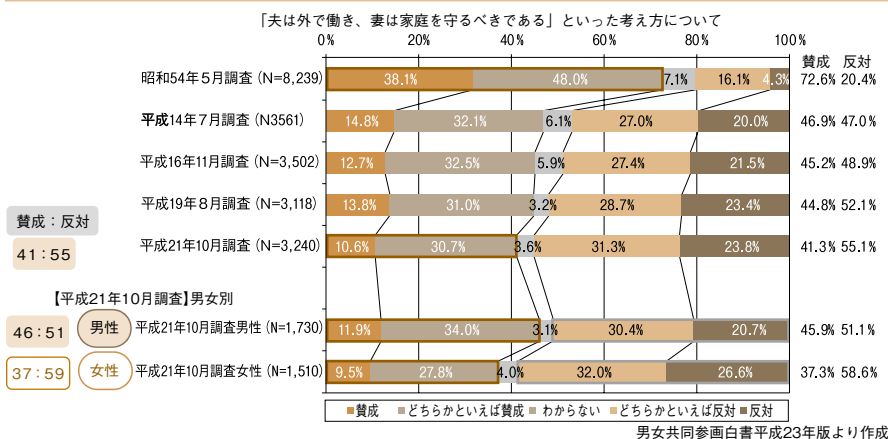
(1) 「固定的性別役割分担意識」が男女共同参画の大きな障害

男女共同参画社会の実現に向けた大きな障害の一つとなっていること。それは、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく「固定的性別役割分担意識」です。このような意識は、時代とともに変わりつつありますが、今も依然として根強く残っています。内閣府の実施した世論調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という「固定的性別役割分担意識」に関する質問に対して、平成21年調査では男性の45.9%、女性の37.3%が賛成と答え、男性により強く残っていることが分かります（図1）。

共働き世代が増加する中（図2）、性別で役割を固定的に考えるのではなく、仕事や家事、育児など、今まで以上に広い分野で、男性と女性が協力しあうことが必要な時代になってきているのではないのでしょうか。

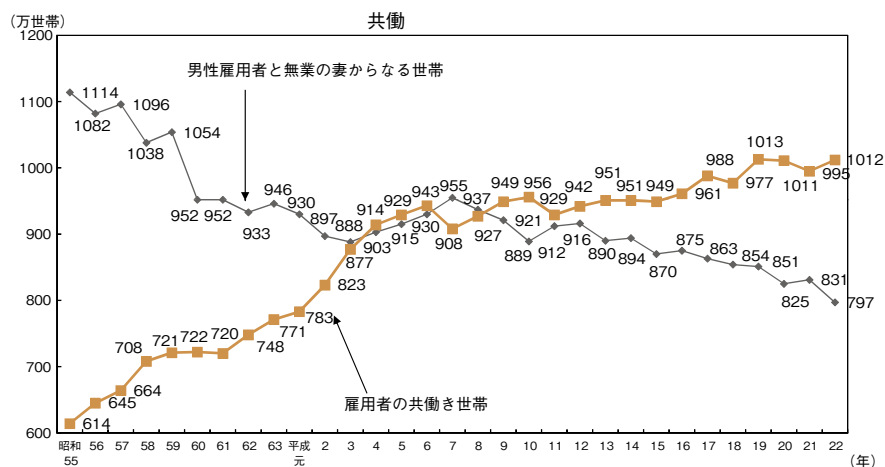
（図1）男性の固定的性別役割分担意識
～「男は仕事、女は家庭」って本当？

- 平成16年調査で初めて反対（「反対」＋「どちらかといえば反対」）が賛成を上回り、19年調査では反対が5割を超えた。
- 男性は平成21年調査で初めて反対が賛成を上回った。
- 女性の方が「反対」と回答する人が多い。



（図2）仕事の担い手、家庭の担い手の変化
～「女は家庭」なんて言っていられないのが現状？

- 平成2年以降、共働きが世帯数が男性片働き世帯数を上回り、現在も差は広がる傾向



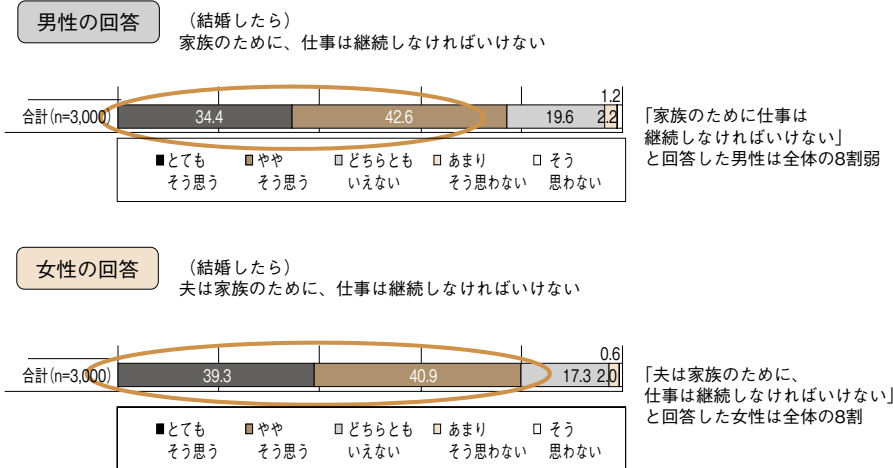
（備考）

1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から昭和57年は各年3月）、14年以降は「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されて13年が経過しました。我が国の男女共同参画社会の形成に係る取組は、男女共同参画社会基本法に基づき策定される男女共同参画基本計画を基に進められています。平成22年12月に閣議決定された現行の第3次男女共同参画基本計画においては、男女共同参画があらゆる人々の課題として認識されることが重要であるとの観点から、男性、子ども、貧困などの困難を抱える人々にも着目し、新たな重点分野として「男性、子どもにとっての男女共同参画」の分野を設け、男性への積極的なアプローチ等を図ることとしています。

(図3) 「男性は家族のために仕事」は男性も女性も肯定

- 「家族のために仕事は継続しなければならない」と回答した男性は全体の8割弱。
- 同様の役割を男性に期待する女性も全体の8割と多い。



「男性にとっての男女共同参画に関する意識調査報告書」(H24 内閣府より作成)

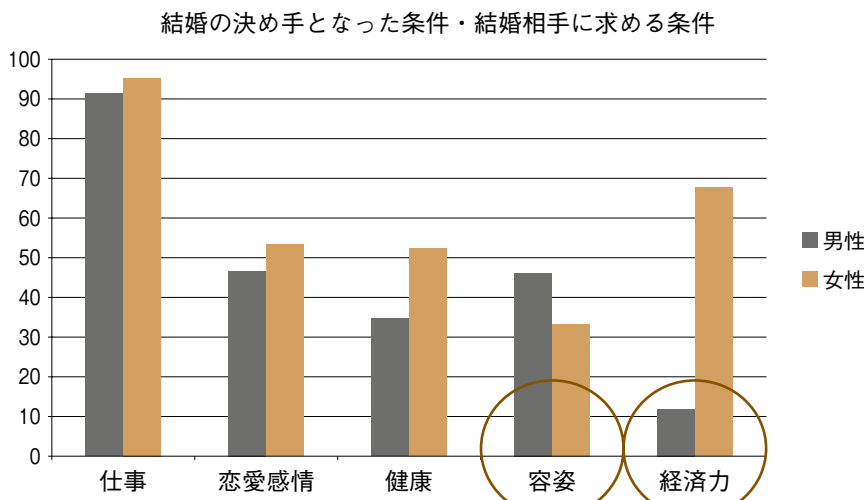
(2) 男女共同参画社会は男性にとっても生きやすい社会

一方、固定的性別役割分担意識は、男性自身にとっても重荷になっている、という意見もあります。

例えば、一家を経済的に支えるのは男性の役割であると考える傾向が男女ともに高いことが指摘されています(図3)。また、結婚相手に求めるもので男女の差が大きい項目は、男性に対して「経済力」、女性に対して「容姿」との調査結果(図4)もあります。しかし、厳しい経済状況の中、男性の収入のみで家計を支えるという期待に応えることが難しくなっています。

(図4) 結局、稼いでないと結婚できない？

- 結婚相手に対して求めるもので、男女間のギャップが大きいものは、男性に対する「経済力」と、女性に対する「容姿」



「結婚・家族形成に関する事業報告書」(H23 内閣府より作成)

男性にとっての男女共同参画について

また、男性の育児休業の取得率を見ると、平成23年度実績は2.63%と、女性に比べてはるかに低い数字に留まっていますが、実は男性の3割が育児休業など育児との両立支援制度の利用を希望していると言われ

ています（図5）。

仕事ばかりではなく、家庭や地域活動などにもっと参画したいと考えている男性も多いのではないのでしょうか。

このように、男女共同参画社会と

は、女性にとっても、男性にとっても、より生きやすい社会を目指すものであるということを、多くの方に理解していただきたいと思います（図6）。

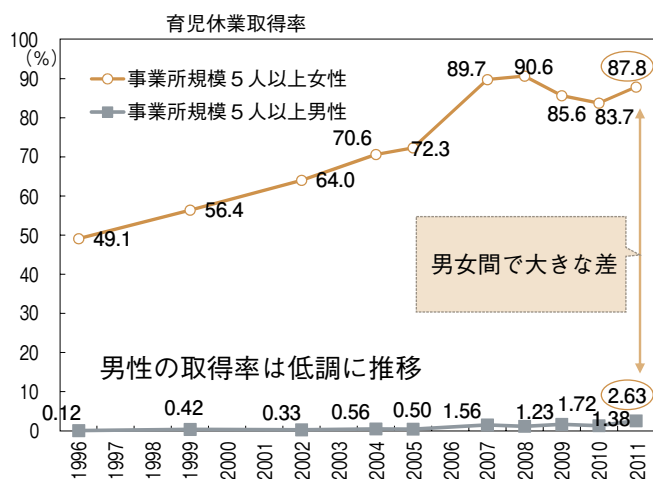
（図5） 育児に参加したい男性は結構多い

■ 両立支援制度を利用したいと考えている男性も多いが、利用は進まない。

両立支援制度の利用意向

	全体	男性	女性
調査数(n)	1,553	752	801
育児休業制度	50.9%	31.8%	68.9%
育児のための短時間勤務制度	48.9%	34.6%	62.3%

約3割は制度を利用する意向あり



- 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（2007年以降は厚生労働省「雇用均等基本調査」）により作成
 - 数値は、調査年の前年度1年間に出生した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始（申出）した者の割合
 - 2011年度の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
- ※ 事業所規模5人以上。

2. 内閣府男女共同参画局の取組

男女共同参画を男性の視点から進めていくための、内閣府男女共同参画局の取組をご紹介します。

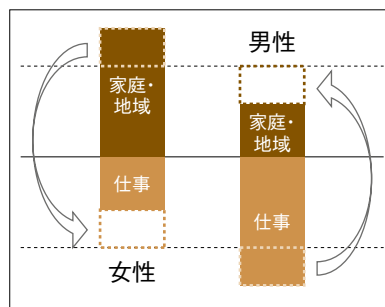
（1）男性にとっての男女共同参画ホームページの開設

男女共同参画の意義について、男性の立場・視点から理解を深めるこ

（図6） 男女共同参画社会は男女ともに生きやすい社会

「男女共同参画社会」→女性にとっても男性にとっても生きやすい社会

- 女性の各分野（仕事など）への参画拡大
- 男性の地域生活や家庭生活への参画促進（長時間労働の抑制等）



とに役立つ情報を掲載し、男性にとっての男女共同参画に関する啓発を進めるため、平成24年3月に「男性にとっての男女共同参画局ホームページ」を立ち上げました（図7）。

現在は以下のコンテンツを掲載しており、今後さらなる拡充を図っていきます。

• 基礎知識

（男女共同参画を男性の視点から捉えなおすための基礎的な知識）

・コラム

(日常生活など親しみやすい視点からの、男女共同参画の気づきやヒントになる話)

・シンポジウム、調査研究

(男性にとっての男女共同参画に関し、内閣府が実施したシンポジウムや調査研究)

・地方自治体取組紹介

(男性にとっての男女共同参画に関する地方自治体の取組紹介)

※地方自治体の取組については、ご紹介する取組を広く募集しておりますので、男女共同参画局推進課までご連絡ください。

(2)「男性にとっての男女共同参画シンポジウム」の開催

男性の地域や家庭への参画等につなげるため、男性にとっての男女共同参画の意義を理解していただくこ

とを目的に、なじみやすい、身近で具体的なテーマを設定し、多様な生き方を実践している男性に関する「生の声」の発信などを盛り込んだシンポジウムを、平成23年度に全国3か所で実施しました。

- ・第1回(平成23年12月15日 神奈川県横浜市の「これからの組織・地域の経営に必要なこととは?」
- ・第2回(平成24年2月5日 福岡県福岡市の「落語『百年目』と地域に必要とされるこれからの男性像」
- ・第3回(平成24年2月18日 滋賀県大津市の「イクメンってどんな存在?～女子会トーク～」

※「男性にとっての男女共同参画ホームページ」(上述)に、各シンポジウムの報告を掲載しています。

(図7)



(3)「男性にとっての男女共同参画に関する意識調査」の実施

男性の固定的性別役割分担意識に関して調査を行いました。男性の役割分担意識に関する意識を「5つの志向性」に分類したほか、①「5つの志向性」の度合い、②日常生活の行動等(夫婦の会話等)と志向性との関連性が明らかになりました。

※詳しくは、「共同参画 平成24年7月号」掲載の記事をご覧ください。『行政施策トピックス1「男性にとっての男女共同参画」に関する意識調査報告書について』

(4)「男性の地域活動への参画 好事例集」の作成

仕事ばかりではなく、地域活動にも積極的に参画し、いきいきと活動している男性たちの事例をまとめました。活動のきっかけ、活動のやりがいなど、男性が地域活動に参画するヒントを掲載するとともに、読み物としても楽しんでいただけるように作成しています。

※詳しくは本号8ページ『男性の地域活動への参画 好事例集』について』をご覧ください。

(5) 男性に対する相談体制の整備

精神面で孤立しやすいと言われる男性向けの相談体制の確立を目指し、相談窓口の設置や相談員の育成に関するマニュアルの整備を行います。

男性にとっての男女共同参画について

3. 地方自治体における取組紹介

地方自治体においても、工夫を凝らした様々な活動を展開しています。「男性にとっての男女共同参画ホームページ」に掲載している事例から、いくつかをご紹介します。

(1) 男性のための参画プロジェクト ～男性にとっての男女共同参画を考える～ - 愛知県 -

①活動の内容：

幅広い視点で男性にアプローチ

ア、イクメンスクール連続講座の開催（全3回：平成23年11月～12月）

イクメンの「心」、「技」、「体」を学ぶ講座を実施しました。

イ、実践事例の掘り起こし等（掲載事例数：39事例）

固定的性別役割分担意識の解消、男性の家庭生活や地域生活

への参画を目指した取組みなど、地域の様々な実践事例の掘り起こし等を行い、結果を冊子にまとめました。

ウ、アンケートの実施

（平成23年11月実施）

企業等の協力を得て、働く男性の現状や考えを調査しました。

※左記サイト参照 <http://www.aichi.michinokai.cc/forum2012.html>

エ、フォーラムの開催

（平成24年1月29日）

イクメンスクール連続講座、アンケート、実践事例の掘り起こし等の活動の集大成として活動の成果を共有するとともに、広く情報を発信するためフォーラムを実施しました。

オ、啓発用DVD「これからの男の生き方！イクメン・カジダ

ン・共同メン」の作成

「男性にとっての男女共同参画」の啓発を図るDVDを作成しました。

※本編は「ネットあいち」の「インターネット情報局」よりご覧いただけます。

<http://www.doga.pref.aichi.jp/ch3/kensei/index.html>

②活動のきっかけや目的：

女性のためだけではなく、男性に関心をもってほしい

これまで、「男女共同参画」というと、女性のために女性が活躍するというイメージがあり、いかに男性に関心をもってもらうかが課題でした。

そこで、イクメン・カジダンを切り口に、男性に男女共同参画について考えてもらう事業を、地域で活動する女性団体の「地域開発みちの会」を中心に、国際交流団体、男性の育児を支援する団体や企業等と協働し、多様な視点・発想を取り入れながら実施しました。

【自治体の取組写真】

平成24年度イクメン写真コンテスト（大阪市）
グランプリ受賞作品



〔タイトル〕 お湯加減いかがですか？ん～まあまあかな♪

啓発用DVD（愛知県）



③活動の成果や今後の展開：

すそ野の広い活動を目指して

イクメンスクール連続講座では、参加者がイクメンを楽しむためのコツを楽しく学ぶとともに、パパ同士のつながりができ、これを機に地域で父親の子育て支援活動に関心を持つ人も出てきました。また、講演会やパネルディスカッションに夫婦で参加された人たちから、男女共同参画について夫の考えが変わったとの感想も寄せられました。

(2) クレオ大阪（大阪市立男女共同参画センター）の取組み -大阪府大阪市-

①活動の内容

男性の家庭生活・地域活動への参画につながる料理や手芸、子育て支援、自己発見・自己発信などの各種セミナーや、育児参加を応援する写真コンテストなどを実施しています。一方、長時間労働や地域での孤立など、男性が抱える悩みの相談対応も重要です。

②活動のきっかけや目的

男性は固定的性別役割分担意識や長時間労働により、家庭生活や地域活動に関わることが困難な場合があります。男性の日常生活における自立能力を高めること、男性の育児参加の機運醸成、男性対象セミナーへの参加のよびかけ、男性が地域活動に参画できる仕組みづくりなど、対象に応じて工夫をこらした事業を実施しています。

また、平成16年度から実施している男性相談では、男性が男性の話を聴き、十分に受け止め、解決に向け

て共に考えるというスタンスで、DV被害者支援の一環においてDV加害者にも対応しています。

③活動の成果

セミナーをきっかけにクレオ大阪に初めて来られる方も多く、利用者の拡大につながっています。イクメン写真コンテストは、いくつかの政令指定都市の共同事業として実施しており、回を増すごとに応募者数が増えるなど（平成24年度92通）男性の育児参加の機運醸成に貢献しています。また、男性相談では7年間の実績をもとに、男性相談員の養成講座と男性相談員がファシリテーターを担当するグループワークにつながっています。

受講後のメーリングリストによる情報交換、グループ化支援など、自主的に家庭や地域に参画できる仕組みづくり、参加者同士の交流から地域活動への参画につながる働きかけが始まっています。

④活動のポイント

- 料理初心者者の講座では、土鍋一つ、調味料一つの簡単料理が好評。煮込んでいる間に地域参画などの講義を聞く時間を設け、時間の使い方も効率的に行いました。
- 子どもと父親（祖父）二人一組の料理教室では、男性が参加しやすくなるほか、同時刻の別の場所で母親向けの事業を実施することで家族全員が参加できることが好評でした。
- グループワークで役割をお願いすることにより意欲的に参加していただきました。
- チラシやセミナーの名称を工夫

し、女性に男性の集客の協力を依頼することも有効でした。

（参加者の声） ※一部をご紹介

- 他のパパと話をする機会は少ないので、貴重な意見を聞けてよかった。
- 普段料理はすべて妻にまかせてしまっていますが、自分でやってみて大変だとわかった。
- 妻には働き続けてもらいたいし、自分自身も子どもにできるだけ積極的にかかわりたい。
- 退職後の生き方を考えていたので、大変参考になった。

「男性の地域活動への参画 好事例集」について

内閣府男女共同参画局推進課

男女共同参画社会の実現には、「男は仕事・女は家庭」というような「固定的性別役割分担意識」の解消が必要であり、特に男性の意識改革が重要と考えています。男性に仕事だけでなく地域活動に積極的に参画していただくため、いきいきと地域活動をしている男性の事例集をまとめました。

作成にあたっては、全国の地方自

治体に調査票を配布しました。230の地方自治体から合計456の事例紹介をいただきました。男性本人が地域活動に参画できるようになるにはどうすればよいか、または参画につなげるためにはどのような支援が必要か、という観点から、活動地域や年齢層、活動のジャンルや活動の広がりなどを考慮し、23事例を掲載しました。

地域で活動している男性の多くは、豊かな世界の中で、地域の役に立てることに生き甲斐を感じながら、生き生きとしています。仕事の経験が地域活動に活かされているケースが見受けられ、仕事と地域活動を分けるのではなく、双方を貴重な経験として人生を豊かなものにしていくうえでも、ご参考いただけると考えています。

本書の構成における特徴

- 活動のきっかけ、活動のやりがいなど、男性が地域活動に参画するヒントを掲載するとともに、読み物としても楽しんでいただけるように作成
- 男性自身が「どうすれば地域活動に参加できるか」、男性に「どうすれば男性に地域活動に参加してもらえるか」を考えるうえでのヒント集として活用していただきたい

重視した視点1 多岐にわたる活動の「ジャンル」を掲載するように工夫

子育て支援 青少年育成	パパサークル、子育てイベントの企画、PTA、おやじの会
仲間づくり	料理教室、高齢男性の活動小屋
まちづくり	マチおこし研究所、地域ヒーロー、若者による参画型イベント、フリーペーパー
ス ポ ー ツ	アウトドア、野球、ストリートパフォーマンス
趣味・技能	ジャズサロン、風クラブ、皿回しと草笛、多様な趣味サークル
そ の 他	マーマレードづくりと食育、うつ病支援、福祉ボランティア

重視した視点2 活動に踏み出した様々な「きっかけ」に注目

- ・自分の生きがいのため、または問題意識から進んで参加したケース
- ・周囲の人の勧めで地域活動に目覚めていったケース
- ・自治体やNPOのイベント等をきっかけに地域活動に入っていたケース
- ・趣味や特技を生かして地域活動に参画したケース

冊子を希望される方は、内閣府男女共同参画局推進課推進係までご連絡下さい（03-3581-2327）。

また、男女共同参画局HPに掲載しています。

http://www.gender.go.jp/research/dansei_chiikisankaku/index.html

地域活動に積極的に参画し、いきいきと活動している男性の事例集です。本人が地域活動に参画できるようになるには何が必要か、また参画につなげるためにはどのような支援が必要かという観点からまとめています。

掲載事例一覧（事例のタイトル（地域名））

※本書は、事例別索引、地域別索引とも掲載しています。

北海道	事例1	地域を元気にする、マチおこし研究所の活動（北海道安平町） マチおこし研究所に所属し、メンバーの一人として川の環境保全活動などの地域を元気にするための活動を15年以上にわたり実施
	事例2	パパ・スイッチ事業を通じてダメパパから脱却（北海道芽室町） 芽室町の父親支援事業「パパ・スイッチ事業」の実行委員となったことを機に、地域活動に積極的に参加
東北	事例3	アウトドア活動でたくましい子どもを育てる（青森県五所川原市） NPO法人「子どもネットワークすてっぷ」主催「すてっぷ子ども教室」スタッフとして「外遊び」を通じてたくましい子どもを育てる
	事例4	夫婦二人三脚で作上げた市民のための交流サロン（宮城県塩釜市） ジャズを聞きながら本格的なコーヒーを楽しめる市民のための交流サロンとして「Saturday Jazz Cafe」を開催
	事例5	地域の高齢仲間と楽しみながら風や竹細工を創作（山形県山形市） 地域の高齢男性らと「出羽風クラブ」を結成し、風、竹細工などの製作活動を行う
関東	事例6	野球がつなぐ、家族、地域の絆づくり（群馬県みどり市） 市スポーツ少年団単位団に認定員指導者登録し、週4回の練習、大会や練習試合などで子どもたちを引率し、野球指導をしている
	事例7	PTA・おやじの会に属し、地域の子どもたちを育成（埼玉県蕨市） PTA会長、おやじ会メンバーとして地域行事に関わるなかで、活動の幅をさらに広げ、子どものドッジボール指導なども実践
	事例8	子どもたちを笑顔にするためイベントに出動（埼玉県戸田市） 埼京戦隊ドレレンジャーのメンバーとして、子どもたちの健全育成を目的とした同団体の活動に関わる
	事例9	マーマレード作りを通して、地域交流を活性化（東京都杉並区） 民家などで利用されていない果実（夏みかん）をマーマレードにして、地域交流や食育に取り組む
中部	事例10	子育てパパ向けの大人気イベントを企画運営（新潟県柏崎市） 「柏崎オヤジ倶楽部～ばばだって～」代表。子育て世代を対象としたイベント等を企画し、父親の子育ての支援に取り組む
	事例11	参画型イベントで、若者を地域活動に巻き込む（福井県小浜市） 公民館活動の一環として平成22年4月に地区の若者を集め、今富青年会「楽郷」を立ち上げる
	事例12	手探りだから楽しい、男性だけでの料理活動（静岡県掛川市） 「男子厨房に入る会」会長。自分たちで料理を覚えて妻の手助けをする目的として、町内会の高齢男性のみで献立、買い物、調理を行う
	事例13	若者が元気に活躍できる場をおやじたちが創出（愛知県大口町） 「おおぐちおやじの会」のメンバー。メンバーは現在約30名、平均年齢52～53歳。女性が約3割を占める
近畿	事例14	ストリートパフォーマンスで若者が元気なまちをつくる（三重県名張市） 「ホットボイズ」という名の若者からなる組織を立ち上げ、若い世代に魅力ある地域にするためのイベントを企画・運営している
	事例15	市民センターと連携し、うつ病患者を積極的に支援（大阪府枚方市） うつ病経験や心理相談員の経歴を活かし、「うつ病ほっとサロン」を立ち上げ、情報交流、相談、面談等にボランティアで取り組む
	事例16	素晴らしい熟年男性を目指す、男の腕まくりOB会（大阪府羽曳野市） 「羽曳野市・男の腕まくりOB会」の発起人の一人。男性のための料理教室を中心に、パソコン教室、グラウンドゴルフなどを開催
	事例17	子育てと地域づくりに「おやじ」のパワーを（兵庫県姫路市） PTA活動に取り組んできた父親たちが「網干おやじ塾」を結成、その任期を終えた後も父親同士でつながり、様々な地域活動を展開
中国・四国	事例18	男一人で、女性に混じって福祉ボランティアを牽引（岡山県里庄町） 高齢者・障がい者支援ボランティアの代表を務める。女性中心の子育て支援や中学生ボランティア育成の活動にも唯一の男性として参加
	事例19	フリーペーパーの発行を通じて島おこしに貢献（山口県周防大島町） 約8年前、故郷である周防大島町へUターンし、フリーペーパーの発行や地域の学校などとの連携を通じて、島おこしに取り組む
	事例20	父と子が「一緒」だからこそ楽しめる活動を実践（徳島県板野町） 平成20年、パパサークル「お父さんといっしょ」を立ち上げ、父親と子どもが一緒に楽しめる活動を実践
九州	事例21	皿回しと草笛で幼児から高齢者までの交流を促進（福岡県筑紫野市） 国立大学教授を退職後、地元に戻り地域活動に参加。行政区長を務め小学校や公民館などで皿回し指導、高齢者施設で草笛を披露
	事例22	手遊び披露、趣味のサークルなど多様な活動を展開（福岡県筑紫野市） 定年退職後、妻のさりげない呼びかけからスポーツ活動などへ参加。それを機に、様々な地域活動に主体的に関わるようになる
	事例23	だんだん小屋が生み出す、高齢男性の生きがい（鹿児島県南九州市） 「男談事業」の仕掛け人、調整役。男談事業の活動主体は「壮年会」に委ねている

平成24年版 犯罪被害者白書の概要

内閣府犯罪被害者等施策推進室

犯罪被害者白書

犯罪被害者白書は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号、以下、「基本法」という。）第10条の規定に基づき、国会に対し、犯罪被害者等のための施策について報告を行うもので、平成24年版（以下、「本白書」という。）で7回目となります。

本白書では、特集（第1章）として「性犯罪被害者支援のための施策の展開」として、第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定、以下、「第2次基本計画」という。）中、特に性犯罪被害者に向けた施策を集約し、その進捗状況を記述しました。そのほか、例年どおり前年度に犯罪被害者等のために講じられた施策についてまとめるとともに（第2章）、基本法等の参考資料（第3章）を掲載しています。



<http://www8.cao.go.jp/hanzai/whitepaper/w-2012/pdf/zenbun/index.html>

性犯罪被害者支援のための施策の展開

そのほかの犯罪による被害者への

支援の充実も課題である中、性犯罪被害者に特集として焦点を当てることとした趣旨は、第2次基本計画においては、性犯罪被害者に関する施策が多数盛り込まれたからです。これは、基本計画に盛り込むべき施策を検討するにあたって、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体等から、心身及び社会生活上の影響等、被害者が被害後に置かれている状況についてのご指摘や、性犯罪被害者のニーズに寄り添う施策へのご要望を聴取したことを踏まえたものです。

施策の実施状況という点からすると、平成27年度末までの5か年計画としての基本計画なので、平成24年版という時期としては早すぎるようですが、逆に、各種施策を推進していくためにも、白書の特集とすることで、社会に広くこういった性犯罪被害者の状況及び支援の必要性等に関するご理解を訴える意義があると考えました。

第2次基本計画による施策内容

第2次基本計画では、5つの重点的課題の柱立て（損害回復・経済的支援のための取組、精神的・身体的被害の回復・防止への取組、刑事手続きへの関与拡充への取組、支援などのための体制整備への取組、国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組）に沿って各種施策が設けられています。

性犯罪被害者に特化したものとしても、ここでは全ての施策について言及することができませんが、以下

のような施策が第2次基本計画上掲げられています。

○損害回復・経済的支援などへの取組

- ・カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）

心理療法を公費負担している現行制度、犯罪被害者等に対する心理療法の必要性・有効性及び費用負担を含めた心理療法の実施状況等についてヒアリングを実施し、公費負担の在り方を検討している。

- ・性犯罪被害者の医療費の負担軽減（警察庁）

性犯罪被害者に対し、緊急避妊などに要する経費（初診料、診断書料、性感染などの検査費用、人工妊娠中絶費用などを含む。）を公費により負担することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

○精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実（警察庁）
- ・性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供（厚生労働省）

性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や「女性健康支援センター」等を通じ情報提供を図っている。

- ・医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備（厚生労働省）
- ・性犯罪被害者対応における看護師等の活用（厚生労働省）

「チーム医療推進会議」において、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を取りまとめ、医師・看護師等の職種が連携し、各々の専門性を発揮して性犯罪も含めた暴力被害者支援に取り組んでいる実践的な事例を盛り込み、ホームページ等で周知している。

- ・ワンストップ支援センターの設置促進（内閣府・警察庁・厚生労働省）後述
- ・配偶者からの暴力被害者の安全確保の強化についての検討及び施策の実施（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）
- ・検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実（法務省）
- ・女性警察官の配置等（警察庁）

○刑事手続への関与拡充への取組

- ・医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進（警察庁）
医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管について医療機関に対するアンケート調査を実施するなどの取組を推進している。

○支援等のための体制整備への取組

- ・地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進（内閣府）
「男女共同参画センター等における性犯罪被害者支援体制整備促進に係る担当課長会議」を開催している。
- ・性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大（警察庁）

都道府県警察において、性犯罪被害者から被害相談などを受けるため

の性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備などを推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。

平成23年4月現在、全国の都道府県警察本部において、女性警察官などによる性犯罪電話相談の受理体制、相談室が整備されている。

- ・交際相手からの暴力に関する調査の実施（内閣府）
- ・性犯罪被害者に関する調査の実施（内閣府）

3年に1度を目途に配偶者からの被害経験など男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を行っている。平成23年度は、配偶者に該当しない交際相手からの暴力も含む暴力の被害実態を把握するための調査を実施した。

○国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」（内閣府）

毎年11月12日から11月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を強化している。

ワンストップ支援センター

性犯罪被害者が、被害直後に総合的な支援を1か所で受けることができるとするワンストップ支援センターの設置・促進に関しては、第2次犯罪被害者等基本計画では、「精神

的・身体的被害の回復・防止への取組」及び「支援等のための体制整備への取組」の両課題の下、以下の具体的な施策として盛り込まれました。

- ・ワンストップ支援センターの開設・運営の手引の作成・配付（内閣府）
- ・性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証及び結果の提供（警察庁）
- ・医療機関に対する啓発・協力可能な医療機関の情報の収集及び提供（厚生労働省）
- ・医療機能情報提供制度における登録内容にワンストップ支援センターの施設内設置の有無を追加する（厚生労働省）

これを受けて、内閣府では、それぞれの地域で活用できる資源や実情に応じたワンストップ支援センターの設置促進を図るため、性犯罪被害者支援現場の一線で活躍されている医療関係者、支援者・当事者、弁護士などの有識者及び関係省庁の協力を得て、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～」を作成し、配布しました（http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/shien_tebiki/index.html）。この手引の概要についても、白書で紹介しています。

手引が前提としているワンストップ支援センターとは、性犯罪・性暴力被害者に対して、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支

援、捜査関連の支援、法律的支援等）を可能な限り1か所で提供（当該支援を行う関係機関・団体等に確実につながりを含む。）する支援施設のことです。このような総合的支援を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担軽減、健康回復、警察への届出促進、被害の潜在化防止を図ることを目的としています。

主な支援対象としては被害後1～2週間程度のいわゆる急性期の強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害者としています。ただし、支援対象を広く受け止めることができるよう、表題上も「性犯罪・性暴力被害者」としましたように、警察への被害届の有無や性犯罪として扱われたかどうかに関わらず、また、可能な限り子どもも主な支援対象とするのが適当であるとしています。

ワンストップ支援センターには様々な支援の提供が求められますが、その中でも、核となる機能としては、①相談・支援のコーディネーターと②産婦人科医療があります。相談及び支援のコーディネーターは、電話・来所による相談に応じること、被害者の状態・状況・ニーズを把握し、必要な支援を行っている関係機関・団体等に確実につないで支援をコーディネートすることによる支援です。産婦人科医療は、主に急性期の性犯罪・性暴力被害者に必要な産婦人科医療における救急医療、継続的な医療及び証拠採取等を提供することによる支援です。

手引では、それぞれの地域で活用できる資源・実情に応じたワンスト

ップ支援センターの設置を促進し、性犯罪・性暴力被害者の一層の支援の充実に図るという観点から、上記②の産婦人科医療を提供できる病院内に①の相談・支援のコーディネーターの機能を担う相談センターを置く「病院拠点型」、②の産婦人科医療を提供できる病院から近い場所に①の相談・支援のコーディネーターの機能を担う相談センターを置き、最初に被害者が病院に来たとしても、相談センターにつなげて、その他の支援に広げる「相談センター拠点型」、①の相談センターと②の産婦人科医療を提供できる複数の協力病院が連携することにより、ワンストップ支援センターの核となる機能を担っていく「相談センターを中心とした連携型」といった、3つのモデルを示しています。

いずれのモデルについても、支援者・医療従事者だけでなく、警察、精神科医、臨床心理士・カウンセラー、弁護士、児童相談所等の各地域においてそれぞれの支援を担っている関係機関・団体等の緊密な連携を前提としています。

現在すでにそれらの役割を果たしている支援者等には、手引を参考に、引き続き、各地域において、それぞれの役割を担っていただき、連携を高めていただいくことを期待しています。

また手引作成にあたっては、国内での先行事例を調査し、これを参考としてワンストップ支援センターの開設運営にあたって考慮すべきポイントをノウハウとして提示するほか、社団法人日本産婦人科医会とり

まとめによる「産婦人科医における性犯罪被害者対応マニュアル」等、既存の関連資料等についても含めています。相談機能、医療機能その他性犯罪被害者支援についてはまだ蓄積が不足する分野が残る地域においても、これから、各機能を担う支援者・医療関係者等の育成にあたってご活用いただけるのではないかと考えています。

その他 第2次基本計画上の施策

もとより、支援対象を性犯罪被害者に限るものではありませんが；

- ・公営住宅への優先入居等（国土交通省）
 - ・被害回復のための休暇制度の周知・啓発（厚生労働省）
 - ・PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供（厚生労働省）
 - ・少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等（文部科学省）
 - ・刑事手続きにおけるビデオリンク等の措置の適切な運用（法務省）
- 等、その他の基本計画上の施策についても、性犯罪被害者にとってのニーズにこたえることができるものと考えます。

引き続き、第2次基本計画の着実な実施に向けて努力してまいります。



犯罪被害者等支援シンボルマーク

女性警察官の採用・登用の拡大について

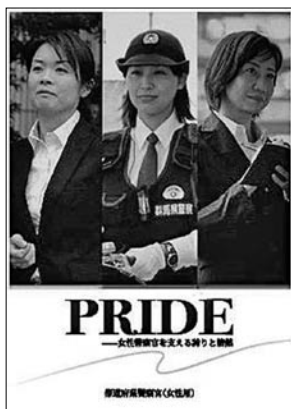
警察庁長官官房人事課

少子化社会の進展に伴い、警察官採用試験受験者の減少が懸念されるなか、警察官の質を確保するため、また、女性警察官の能力を十分に発揮する機会を確保し、組織を活性化するため、警察では、能力・適性等を有する女性警察官の積極的な採用・登用の一層の拡大に取り組んでいます。

(1) 女性警察官の現状

① 採用の拡大

警察では、女性警察官の採用に積極的に取り組んでいます。平成14年度以降、毎年1,000人を超える女性警察官が採用されており、女性警察官数は年々増加しています。23年度には約1,200人（新規採用者総数に占める比率は10.9%）が採用され、24年4月1日現在、全国の都道府県警察には、女性警察官約1万7,700人が勤務しており、警察官に占める女性警察官の割合は6.8%となっています。

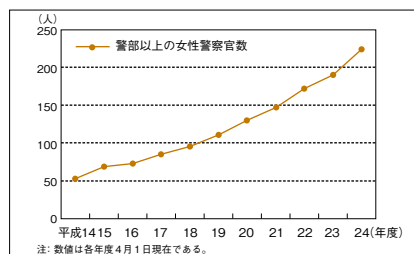


意欲と能力のある女性を採用するため、各都道府県警察では、女性警察官を就職説明会に派遣するなど、女性を対象とした採用募集活動を積

極的に行っており、また、警察庁では、女性警察官採用募集パンフレットを作成するなど、各都道府県警察の活動を支援しています。

② 登用の拡大

女性警察官の幹部への登用も進んでいます。都道府県警察で採用され、警部以上の階級にある女性警察官は、24年4月1日現在、224人であり、警察署長を始め、警察署の刑事課長等にも登用されています。



職域については、従来は、女性警察官の多くが交通部門に配置されていましたが、現在は、他の職域に配置される女性警察官の割合が増加しています。また、女性が被害者となる性犯罪や配偶者からの暴力事案等において、捜査や被害者支援に女性警察官の能力や特性がいかされているほか、暴力団対策、警衛・警護等を含め、全ての分野にその職域が拡大しています。

③ 女性警察官が働きやすい職場環境づくり

警察では、女性警察官の採用・登用の拡大に伴い、交番に女性用仮眠

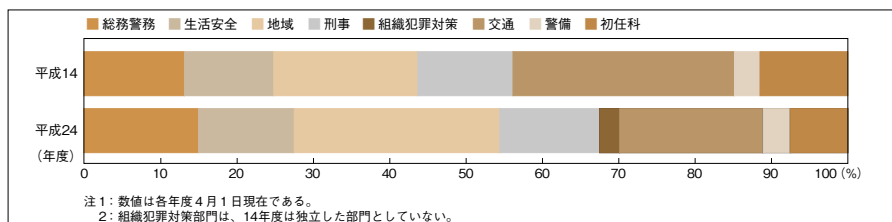
施設を整備したり、ベビーシッターを利用する際の補助を導入したりするなど、女性が働きやすい職場環境づくりを推進しています。

(2) 採用・登用のより一層の拡大に向けた取組

警察庁では、平成23年2月、警察官の質の確保と男女共同参画社会の実現等のため、都道府県警察に対して、女性警察官の採用・登用の拡大に向けた計画を策定するよう指示しました。これを受けて、23年12月までに全ての都道府県警察において、定員に占める女性警察官の割合を35年4月時点で約10%（全国平均）とすることなどを盛り込んだ計画が策定されました。

計画では、具体的な取組事項として、採用の拡大に向けた取組のほか、

- 女性警察官の交番への配置拡大といった登用の拡大に向けた取組
 - 性犯罪捜査、女性被留置者の処遇その他の女性警察官が従事することが多い業務に関する教養の充実といった執行力の確保に向けた取組
 - 女性警察官にとって使いやすい装備資機材や施設等の整備といった女性警察官が働きやすい職場環境づくりに向けた取組
- 等が盛り込まれています。



地域戦略としてのダイバーシティ⑥ 多面性の活かし方Part1

株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&
ワークライフバランス研究部長

渥美 由喜

産後クライシス

以前、拙稿で『女性の愛情曲線』をご紹介した（2010年7月）。これに関連して、NHKの人気番組『あさイチ』が『産後クライシス』、すなわち「出産後、家事・育児と一緒にやろうとしない夫に対する妻の愛情が急速に下がる」「この期間に生じた不仲はその後長く禍根を残す」というテーマを取り上げた。筆者も同番組に出させていただき、優秀なディレクター・記者から、いろいろ教わった。

こうした問題はこれまで『育児ノイローゼ』『産後うつ』と、母親に問題があるかの如く一面的な見方がなされがちだった。しかし、「産後クライシス」という捉え方は、夫の不作為責任を含む、社会の在り方に問題があるという認識が斬新だ。

視聴者からスタジオにFAXが、わずか1時間で2500枚以上も届いた。一部、アンチ共同参画の男性から「仕事で多忙な夫に育児家事もしろとはケシカラン」との声もあったが、怒涛のように押し寄せる妻たちの夫に対する恨み、つらみの声に吹き飛ばされていた。

夫の産後補償

なぜ、夫婦間で齟齬が生じやすいのか。妻は夫婦内で比較するのに対して、夫は他の男性と自分を比較して「俺はけっこう、やっている」と自画自賛しやすい。

時折、「あなたの旦那さんはイクメンだから、楽ができてうらやましい」と周囲から言われるのが癪に障るという妻たちの声を聞く。「育児・家事を30%やってる俺はエライ」とドヤ顔をするイクメン・カジダンの横で、妻は「70%やって

るのは私なのに、どうして私が楽をしているみたいな言われ方をされなきゃいけないのよ!」と憤懣やるかたない様子だ。

先日、上述のあさイチを賞賛した妻の言葉にショックを受けた友人男性（自称かなりのイケダン＝イケてる旦那）から、「相談したい」と連絡があった。

友人曰く、「子どもが生まれて、仕事をがんばって、管理職にもなって、収入も増えたし、週末も頑張って育児・家事も協力してやってるのに、いったい俺のどこが悪いんだ」「産後なんて、もう随分前のことなのに、今だに引きずってるなんて、まったく女って奴は執念深いよ。」

筆者は、「それは違う。おまえは『自分が頑張ってるわが家は豊かになった。もはや産後ではない』と思ってるかもしれないが、加害者はきれいさっぱり忘れてしまっても、被害者は忘れないものだよ。」

「俺はどうすればいいのだ」と悩む友人に、「通常、戦後には、賠償金を含む講話条約を結ぶだろ。戦後も産後も一緒だよ。新しいルールを締結する」といいと促して、『ポイント制』を勧めた。日頃から、職場で数字を達成することに血眼になっている友人は「やってやろうじゃないか!」と乗り気になった（注1）。

しかし、友人の妻によると、あえなく1週間で白旗をあげたらしい（注2）。

夫婦の愛情も家事も、酸素と似ている。普段は見えにくいので、有り難みを感じないが、なくなりそうになって初めて、その価値に気づく。失ってしまう前に、苦勞をした方がずっといい。我が家では、いま30年後の産後クライシスに備えて、6歳と2歳の倅たちを特訓中だ。「可愛い子には家事をさせろ」である。

注1：友人と筆者の会話は以下のとおり。
友人：深夜、帰宅したら、女房が「朝、テレビに渥美さんが出てたから、録画しといたわよ」と話す声が妙に明るかったから、イヤな予感がしたんだ。番組を見ながら、女房がやたらに「そのとおり!」と相の手を打つし、どんどん勝ち誇った顔になるんで、俺は針のむしろに座らされた心境だったよ。

私：それで、番組はどうだった。

友人：おまえは相変わらず、滑舌が悪いな。

私：気をつけてるけど、直らないんだよ。それは置いて、番組の内容はどうだった。

友人：女房が「我が家は産後クライシスなんてないってあなたは思ってるんでしょ?」と訊くから、「子どもが生まれて張り切って、俺が頑張ってる昇進したらボーナスも増えたんだぞ。おまえも喜んでたじゃないか」って反論したら、「それはそれ、これはこれ。うちにも、深刻な産後クライシスはあったわよ」って女房が言うんだ。それで、おまえの話を聞いてみようと思ったわけだ。

私：お勧めは、『ポイント制』の導入だ。子どもの送りポイント、迎え2ポイントという風に、夫婦でポイントを積み上げていくんだ。おまえは、どんな家事をやってるんだ?友人：ゴミ出しに、子どもの風呂入れ。

私：ファザーリング・ジャパンの安藤さんがよく仰るように、玄関に置いてあるゴミを出すのは単なる「ゴミ移動」で0.1ポイント。ゴミの仕分けをして、新しいゴミ袋をセットしたら0.3ポイント。風呂入れは0.2ポイント。バスタブ磨きとお湯抜き、脱衣を洗濯機に入るとこまでで0.6ポイント。飲み会に出席したら、妻にエース社員だから、不景気でも数字をきちんと上げてるんだ」って自慢してた。職場と同じ調子でやれば、おまえならできるよ。

友人：よし、やってやろうじゃないか!

私：そうこなくちゃ。「見せましよう、野郎の底力!」がんばれニッポン男児!」だ。

友人：乾杯しようぜ!

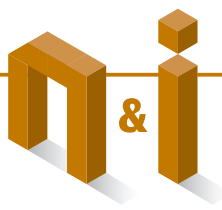
注2：数日後、友人の妻からメールが届いた。「お久しぶりです。夫に良いアドバイスをありがとうございます!夫はけっこう頑張ったのですが、1週間後、かしこまって私の前に正座し、『家事育児でポイントを稼ぐのがこんなに大変だとは思わなかった。今までナメてたことがよくわかった。すまん』と頭を下げてくれたので、大いに溜飲が下がりました。これから楽しみです!」

筆者は、「雨降って地固まるになる」といってすね。ただ、第一次大戦後、ヴェルサイユ条約で、あまりに過酷な戦後補償を突きつけられたドイツが逆ギレして、ナチスの台頭を招いたように、あいつが逆ギレして亭主閑白を宣言したり、浮気に走らないように、産後補償はほどほどに。頭を下げた相手には、寛容に接したほうが良い関係は長続きしますよ。末永くお幸せに!」



あつみ・なおき／東京大学法学部卒業。複数のシンクタンクを経て、2009年東レ経営研究所入社。内閣府『企業参加型子育て支援サービスに関する調査研究』研究会 委員長、『子ども若者育成・子育て支援功労者表彰（内閣総理大臣表彰）』選考委員会委員、男女共同参画会議専門委員、厚生労働省『イクメンプロジェクト』『政策評価に関する有識者会議』委員等の公職を歴任。

Atsumi Naoki



[News & Information]

1 News

内閣府

男性の育児参加、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた行政機関の取組

本年6月に策定された「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画にて、男性の家庭参加を公務員から強力に推進することが示されました。有志職員による活動をご紹介します。

○「内閣府イクメンの会」(平成24年5月発足)

中川大臣の発案により、育児中の男性の交流、仕事と育児の両立がしやすい職場環境づくり、育児を楽しむイベントの企画・実施等を行っています。8月には希望する内閣府職員の子どもの対象に「子どもの職場見学会」を開催しました。お父さん、お母さんの職場を見学した後、中川大臣との懇談を実施し、「大臣にも夏休みの宿題はありますか？」など子どもらしい質問が飛び出す楽しい会となりました。



○「人事院育メン応援団」(平成24年6月発足)

これから子育てを行う職員からの相談に育児休業取得経験者が応じる「育メンター・育メンティー」制度の創設、人事院内LANの専用掲示板を設置し、育児休業取得経験者の生の声をまとめた「育児休業取得経験者インタビュー」や育児に関わる職員を支援するための各種制度をまとめた「育児ハンドブック」を掲載するなど、男性職員が育児休業を取得しやすい環境づくりを進めています。

○「文部科学省おやじの会」(平成16年7月発足)

有志職員からなる職員の子育て・地域活動への参画を促す職場サークルで、職員の一層の育児参加及びワーク・ライフ・バランスの実現に資することを目的に、本年8月、セミナー「“おやじの力と役割”から考える仕事も子育ても頑張れる組織とは？」を開催しました。教育現場の管理職を経験した職員による講演、育児世代の職員を交えたパネルディスカッションを通じ、仕事と子育ての両立の秘訣や育児参加の意義、職員が子育てに取り組みやすい職場づくりなどについて意見交換が行われました。

まり、来年3月開催の第57回国連婦人の地位委員会(CSW)まで毎月行われます。

UNiTEキャンペーンでは、新しいリボンがシンボルとして作られました。デザインは、あらゆる国のあらゆる形態の暴力も根絶するという無限性を表し、オレンジ色は太陽の色であり、女性や女兒に対する暴力のない明るい未来の象徴です。

オレンジ・デーを通じて、誰でも暴力に対して「NO」と立ち上がる事が出来る地球規模の行動を促進し、UNiTEのリボンが女性と女兒に対する暴力をなくす活動のシンボルとして世界中に広まる事を希望します。

<https://www.facebook.com/events/501034676577654/>

3 Info

内閣府

男女共同参画フォーラム in 神奈川 (神奈川県)

日時: 平成24年11月10日(土) 13:00~16:30
場所: かながわ女性センター (藤沢市江の島1-11-1)
主催: 内閣府、神奈川県
内容: 内閣府報告、講演、パネルディスカッション等
参加方法: 要事前申込み、託児・宿泊を要する場合は要予約(10月31日まで)
問合せ先: かながわ女性センター参画推進課
TEL 0466-27-2115
※手話通話あり。江の島会議2012も同時開催

4 Info

内閣府

男女共同参画宣言都市奨励事業(福井県坂井市)

日時: 平成24年11月17日(土) 13:00~16:10
場所: ハートピア春江(坂井市春江町西太郎丸15-22)
主催: 内閣府、坂井市、坂井市男女共同参画宣言都市実行委員会
内容: 坂井市男女共同参画宣言文群読、内閣府報告、記念講演、等 ※手話通訳、託児あり
参加方法: 申込必要(託児を要する場合は要予約)
問合せ先: 坂井市総務部まちづくり推進課
TEL 0776-50-3017

2 News

UN Women日本事務所

オレンジ・リボンについて



世界に蔓延する性に基づく人権侵害に対し関心を喚起するUNiTEキャンペーン「女性に対する暴力をなくす運動」にて、国連事務総長は毎月25日をオレンジ・デー(オレンジ色を身につける日)と決めました。年に一度の11月25日「女性に対する暴力撤廃国際日」だけでなく、毎月女性や女兒に対する暴力根絶に対する認識を高める為です。今年7月25日に始

世界に蔓延する性に基づく人権侵害に対し関心を喚起するUNiTEキャンペーン「女性に対する暴力をなくす運動」にて、国連事務総長は毎月25日をオレンジ・デー(オレンジ色を身につける日)と決めました。年に一度の11月25日「女性に対する暴力撤廃国際日」だけでなく、毎月女性や女兒に対する暴力根絶に対する認識を高める為です。今年7月25日に始

5 Info

内閣府

男女共同参画宣言都市奨励事業(茨城県土浦市)

日時: 平成24年11月18日(日) 13:00~15:40
場所: 土浦市民会館(土浦市東真鍋町2-6)
主催: 内閣府、土浦市
内容: 宣言文群読、内閣府報告、記念講演等
※手話通訳、託児あり(要電話予約)
問合せ・託児予約: 土浦市市長公室男女共同参画課
TEL 029-827-1107 FAX 029-827-1234
E-mail tcwc1107@jcom.home.ne.jp

[News & Information]

6 Info 内閣府

「犯罪被害者週間」国民のつどい来場者募集



内閣府では、犯罪被害者週間に合わせ、都道府県や政令指定都市との共催により「国民のつどい」を開催します。

詳細は、内閣府犯罪被害者等施策推進室ホームページにて御確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/hanzai/contents.html>

○開催日程・会場

- ・11月19日(月) JA長野県ビル(長野市)
- ・11月24日(土) 男女共同参画センター中央館(大阪市)
- ・11月25日(日) 長崎文化放送本社ビル(長崎市)
- ・11月28日(水) 山陽新聞社本社ビル(岡山市)
- ・12月1日(土) 一橋講堂(東京都千代田区)

○主なプログラム

- ・犯罪被害者等による講演・映画上映等
- ・府県内犯罪被害者支援関係者によるパネルディスカッション／対談／報告
- ・犯罪被害者支援等に関するパネル展示

○参加費：無料

○定員：会場により300～700名(事前申込制)

ど各地域に出向いての行政相談所を開設します。これらの行政相談所の中には、「女性ということで、地域や職場などで不利な状況に置かれている」などの男女共同参画に関する相談の対応に中心的な役割を果たしている男女共同参画担当委員として指名された行政相談委員(全国約200人)が参加するところもあります。

ご相談は無料・秘密厳守で、特に手続きは必要ありません。「困りごとがあるが、どこに相談してよいかわからない」、「役所の対応に納得できない」などの苦情・要望がございましたら、この機会に、お気軽にご利用ください。

なお、行政苦情110番(0570-090110)やインターネット(「行政相談受付」で検索)でも、随時、受け付けています。

9 Info 国立女性教育会館(NWEC)

「らんざん交流ウィーク」参加者募集

NWECは、11月6日(火)～9日(金)の期間を、男女共同参画交流特別週間(らんざん交流ウィーク)とし、研修・学習の利用を積極的に受入れ、男女共同参画に関する講演・講義、NWECの施設や事業等に関する情報提供、施設見学等のプログラムを実施します。また、各参加団体が相互に参加者同士の交流や情報交換をする機会を提供します。なお、期間中は好きなプログラムに参加でき、研修室は無料、宿泊室は一人1泊1,000円でご利用できます。詳細は、近日中にHPでご案内します。<http://www.nwec.jp/>

7 Info 法務省

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

全国の法務局・地方法務局では、女性からの相談を専門に取り扱う専用相談電話「女性の人権ホットライン」(0570-070-810(ゼロナナゼロのハートライン))を設置しているところですが、次の期間を強化週間として、平日の受付時間を拡大し、土日にも相談を受け付けます。

○期 間 平成24年11月12日(月)～18日(日)

○受付時間 12日(月)～16日(金)は8:30～19:00
17日(土)、18日(日)は10:00～17:00

8 Info 総務省

10月15日～21日は「行政相談週間」です



総務省では、10月15日(月)から21日(日)までの一週間に行政相談週間を実施します。この期間を中心に、国、地方公共団体の行政機関などが一堂に会して相談を受け付ける一日合同行政相談所を全国各地で開設します。

また、総務大臣が委嘱している行政相談委員(全国約5千人)が、定例の行政相談所のほか、地域のイベント会場な

10 Info 経済産業省

「ダイバーシティ経営企業100選」企業募集

経済産業省では、女性の活躍など多様な人材を活かす「ダイバーシティ経営」によって企業価値向上を果たした企業を募集しています。「優れたダイバーシティ経営企業」として選定された企業は、その取組内容がベストプラクティス集に掲載され、来年3月の表彰式などを通して、広く公表され、更に優秀な人材獲得につながることも期待されます。募集対象等は以下の通りです。

<募集対象>

①「ダイバーシティ経営企業100選」

「多様な人材の能力を最大限発揮させることにより、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業」(大企業・中小企業)

②「ダイバーシティ促進事業表彰」

上記「100選」に併せて、企業の「ダイバーシティ経営」をサポートしている事業を実施している企業

<応募方法>

経済産業省ホームページより、応募書類をダウンロードしてください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/kigyo100sen.html>

<応募締切> 11月2日(金)

男女共同参画センターだより

News From Center

とちぎ男女共同参画センター

愛称：パルティ

とちぎ男女共同参画センター（愛称「パルティ」）は、男女共同参画社会の実現を目指す活動拠点施設として平成8年に開館しました。昨年4月にはDV対策を強化するため、婦人相談所等と統合再編し、現在、県公所ととちぎ男女共同参画財団が連携してセンター運営を行っています。

当センターでは開館以来、柱となる「講座」、「相談」、「情報」事業に加え、団体等の活動支援や施設の管理運営等を行ってきました。

主な事業として、平成11年度から続いている「男女共同参画セミナー」は、「基礎講座」から「実践講座」へと進み、男女共同参画の理解を段階的に深め、最終的には「とちぎ女性政策塾」において、女性の審議会委員や地域リーダーを育成するプログラムとなっています。これまでの修了者は約230名を数え、約半数の方々が審議会委員として政策・方針決定の場に参画されています。

また、男性対象の「男のライフバランス講座」では、仕事中心の生活を見直

し、WLBについて考える機会を提供するため、今年度は「セルフ・パワーアップ」をテーマに、第1回目をストレスマネジメント講座、第2回目を食育講座として開催する予定です。

さらに「男の生活工房」では、全6回を通じて様々な料理を体験できる上、「暖話」と題する試食会で受講者同士の親睦も図れることから、毎年好評をいただき、今年で13年目を迎えます。



とちぎ女性政策塾

今年度は、東日本大震災の被災者支援などを通じて集積した情報を元に、「協働・男女共同参画の視点に立った防災パンフレット（仮称）」の作成を進めています。来年1月にはNPO法人イコールネット仙台の宗片恵美子さんを講師に招き、防災講演会を開催するなど、「災害と男女共同参画」の分野にも力を入れています。

今後も多様性を尊重した、すべての人が生きやすい社会の実現に向け、時宜にかなった事業の実施と多様な主体との連携を、より一層進めてまいります。

編集後記

内閣府男女共同参画局では、活動状況や政策情報を幅広い層の方々に対して、積極的に発信することを目的として、「男女共同参画情報メール」を発行しています。

情報メールの配信は、原則として隔週金曜日（月2回）に行っています。

配信を希望される方にはプライバシーポリシーを確認していただいた上で、「メールアドレス」の登録をお願いします。

ご希望の方は、ホームページ（<http://www.gender.go.jp/magazine/index.html>）をご覧ください、お申込みくださいますようお願いいたします。

（編集デスク KK）

【人事情報】

平成24年9月11日付
内閣府男女共同参画局長

新 佐村知子
（元 郵便局会社執行役員）

旧 岡島敦子
（農林水産省大臣官房付（退職））

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」10月号

www.gender.go.jp

第50号●2012年10月10日発行
編集・発行●内閣府
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課
電話●03-5253-2111（代）
印刷●日昇印刷株式会社



働こう！ なでしこ学生サミット



2012年12月13日(木)

13:00~17:45 (開場 12:30)

会場／東京ウィメンズプラザ

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-67

出演者

【トークセッション(兼学生コンペティション審査員)】

コーディネーター **山田 昌弘** (中央大学文学部教授)

パネラー **芦原 幸子** (カゴメ株式会社人事総務部人事グループ)

(五十音順)

梅田 恵 (日本アイ・ビー・エム株式会社人事・ダイバーシティ担当部長)

野口 良子 (第一生命保険株式会社人事部人財開発室業務リーダー)

【学生コンペティション審査員】

渥美 由喜 (株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長)



内閣府



男女共同参画局

学生コンペ参加者、イベント観覧者を募集しています。

(応募はホームページから、お問い合わせは運営事務局まで)

公式ホームページ <http://www.nadeshiko-summit.net>

働こう！なでしこ学生サミット運営事務局

Tel 03-3370-2001 (株式会社ヒップ内 担当・渡邊)